

最高裁秘書第370号

平成30年3月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月11日付け（同月13日受付、最高裁秘書第4954号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

70期二回試験において、試験時間終了後も紐を結び続けていた司法修習生の行為に関して作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすると試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号柱書及び同号イに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）